

神流町会計年度任用職員の募集について

神流町では、令和 3 年度の会計年度任用職員を募集します。(職種は、別紙参照)
応募希望者は、以下の内容を確認し、「5. 応募方法」により申し込み下さい。

1. 身分

会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する一般職の非常勤職員）

2. 募集内容

会計年度任用職員の個別の業務内容や勤務時間については、「募集一覧」をご確認ください。個々の募集内容についてのご質問などは、一覧に記載した各所属の担当課局へお問い合わせください。

なお、一覧に掲載している内容は掲載時点の情報であり、今後の応募状況などにより、募集締切りとする場合もありますのでご注意ください。

3. 服務等について

(1) 週休日・休日

勤務形態に応じて各所属が定める週休日（基本的に土日は週休日となります。）、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始の休日（12 月 29 日～1 月 3 日）

※ 業務の都合上週休日、休日に勤務を命ずる場合があります。具体的な週休日については、面接時等に各所属とご相談ください。

(2) 勤務時間

各職の勤務時間については「募集一覧」記載の時間となります。

なお、基本的には一覧に記載した勤務時間は目安となりますので、実際の勤務時間については面接時等に各所属とご相談ください。

(3) 休暇・休業

年次休暇（在職年数、所定勤務日数及び勤務時間に応じて最大 20 日・有給休暇）

特別休暇（結婚・忌引き・育児・疾病等、有給又は無給）

※ 神流町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表 1 に掲げる事由につき定める期間は有給休暇。同規則別表 2 に掲げる事由につき定める期間は無給休暇となります。

(4) 社会保険等

次の要件を満たす場合は、各種保険に加入します。

<健康保険・厚生年金保険>

1 週間当たりの所定労働時間が 20 時間以上であること

報酬の月額が 88,000 円以上であること

任用が 1 年以上見込まれること

学生でないこと

<雇用保険>

- 1 週間当たりの所定労働時間が 20 時間以上であること
- 31 日以上継続して任用される見込みであること
- 学生でないこと

(5) 服務規律

地方公務員法の適用を受け、信用失墜行為の禁止、守秘義務等の服務規律が適用されます。

4. 給与・報酬等について

会計年度任用職員には「募集一覧」に記載されている給与・報酬のほか、通勤手当等が支給されます（「募集一覧」に記載されている給与・報酬は、給与表を基にした金額であり、今後変更となる可能性があります。）。

また、任期が 6 か月以上かつ 1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上の職員には、勤務実績に応じて期末手当が支給されます。

5. 応募方法

各会計年度任用職員の職への応募に当たっては、神流町会計年度任用職員申込書兼履歴書に必要事項を記載の上、各募集所属へ郵送又は持参により提出してください。（郵送の場合は封筒に赤字で「会計年度任用職員応募書類在中」と記載してください。持参の場合は平日の 9 時～17 時に各募集所属へ持参してください。）

申し込み期限：令和 3 年 3 月 5 日（金） 17:00 必着

※応募を希望される方は、申込書兼履歴書を神流町ホームページからダウンロードいただくか、役場総務課までご連絡ください。

※申込書兼履歴書の「番号」欄には「募集一覧」左欄の No. を記入してください。

※応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

※同じ所属の複数の職に応募する場合には、それぞれ応募書類を提出してください。

また、地方公務員法の規定により以下のいずれかに該当する方は応募できません。

- ・禁こ以上の刑に処せられ、現に執行中である方又は執行猶予期間中である方
- ・2 年以内に懲戒免職の処分を受けたことがある方
- ・憲法又は政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したことがある方

6. 選考方法

各会計年度任用職員の採用に当たっては、書類審査・個別面接により選考を行います。なお、職によっては、これらの方法の他に実技等により選考を行う場合があります。

書類選考及び面接：令和 3 年 3 月上旬（面接対象者は別途通知します。）

選考結果の通知：選考結果は 3 月中旬に書面にて通知します。

お問い合わせ先

神流町役場総務課 57-2111